

秋田県農業経営負担軽減支援資金実施要綱

平成23年12月22日（農林－3020）制定
令和 5年 4月 1日（農経－ 538）改正
令和 7年 4月 1日（農経－ 71）改正

第1 趣旨

本措置は、意欲と能力を有しながら、経済環境の変化等によって、負債の償還が困難となっている農業者に対し、その償還負担の軽減を図るのに必要な資金であって農業協同組合系統金融機関等をはじめとする民間金融機関が貸し付ける資金について、農業経営負担軽減支援資金（以下「本資金」という。）制度の適正かつ円滑な運営を図るため、貸付条件等制度の運営に関する基準を明らかにし、もって効率的かつ安定的な経営体の育成に資することを目的とする。

第2 資金の貸付条件について

本資金の貸付条件は、以下を基準とする。

1 貸付対象者

本措置の対象とする貸付対象者は、負債の償還が困難となっている農業者であって、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 個人であって、次の要件の全てを満たす者

ア 農業経営の改善に取り組む意欲と能力を有している者であって、農業負債整理関係資金基本要綱（平成13年 5月 1日付け13経営第356号農林水産事務次官依命通知。以下「基本要綱」という。）第3の1の経営改善計画書を作成し、その確実な実行と本資金の確実な償還が見込まれること。

イ 農業所得が総所得の過半を占めていること。

ウ 貸付けを受ける者（その者が60歳以上である場合は、その後継者）が現に主として農業に従事（農業者大学校に就学している場合等を含む。）しており、かつ、将来においても主として農業に従事する見込みがあると認められること。

エ 現に約定償還金（元利）の一部の返済が可能であること。

(2) 法人であって、次の全ての要件を満たす者

ア (1)のア及びエの要件を満たすこと。

イ 当該法人の総売上高のうち農業に係る売上高が過半を占めること。

(3) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に規定する地域計画のうち目標地図（同条第3項の地図をいう。）に位置付けられた者（認定農業者（同法第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。）、認定新規就農者（同法第14条の5第1項に規定する認定新規就農者をいう。）、集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに定める組織をいう。）、市町村基本構想（農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想をいう。）に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者をいう。）

2 資金使途

本資金の使途は、営農負債の借換えとする。次に掲げる資金を借り受けたために生

じた負債である場合にあっては、その貸付利率が年5.0%以下のものを除く（農業負債整理関係資金基本要綱（平成13年5月1日13経営第356号農林水産事務次官依命通知、以下「基本要綱」とする。）第4の（2）を参照のこと）。

(1) 株式会社日本政策金融公庫資金

(2) 農業近代化資金（農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号）第2条第3項の農業近代化資金であって、農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン（平成17年4月1日付け17経営第8870号農林水産省経営局長通知）第2に規定する内容に合致する農業近代化資金及び農業近代化資金融通措置要綱（平成14年7月1日付け14経営第1747号農林水産事務次官依命通知）第2に規定する農業近代化資金並びに国の補助金等の整理及び合理化等に伴う農業近代化資金助成法等の一部を改正する等の法律（平成17年法律第16号）第1条の規定による改正前の農業近代化資金助成法第2条第3項に規定する農業近代化資金をいう。以下同じ。）

(3) 経営資金（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）第2条第4項の経営資金をいう。）

(4) 農業改良資金（農業改良資金融通法（昭和31年法律第102号）第2条に規定する農業改良資金（同法の定めるところにより貸し付けられたものに限る。）及び農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成22年法律第23号。以下この号において「平成22年改正法」という。）第1条の規定による改正前の農業改良資金助成法第2条に規定する農業改良資金（同法の定めるところにより貸し付けられたもの及び平成22年改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により貸し付けられたものに限る。）をいう。）

(5) 青年等就農資金（農業経営基盤強化促進法第14条の6第1項第1号に規定する青年等就農資金（同法の定めるところにより貸し付けられたものに限る。）及び農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号）附則第9条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項に規定する旧就農支援資金をいう。）

(6) 農業経営負担軽減支援資金（廃止前の農家負担軽減支援特別資金融通措置要綱（平成7年4月1日付け7農経A第299号農林水産事務次官依命通知）第2に定める資金、廃止前の農業経営負担軽減支援資金融通措置要綱（平成13年5月1日13経営第204号農林水産事務次官依命通知）第2に定める資金、平成22年12月31日までに財団法人農林水産長期金融協会が都道府県に対して利子助成等補助金の交付決定をした農業経営負担軽減支援資金、及び「基本要綱」第2の1の（2）に定める資金をいう。）

(7) その他国及び県、若しくは独立行政法人農畜産業振興機構が利子補給補助若しくは利子助成補助を行う資金又は国及び県の補助金の交付を受けた者がこれを財源として利子補給補助若しくは利子助成補助を行う資金又は国及び県が融通する資金

3 融資機関

本資金の融資機関は、次に掲げる金融機関とする。

(1) 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第2号の事業を行う農業協同組合

(2) 農業協同組合法第10条第1項第2号及び第3号の事業を併せ行う農業協同組合連合会

(3) 農林中央金庫

(4) 銀行

- (5) 信用金庫
- (6) 信用協同組合

4 貸付条件

本資金の貸付条件は、次のとおりとする。

- (1) 貸付限度額
貸付限度額は、2の営農負債の残高とする。
- (2) 償還期限及び据置期間
 - ① 償還期限（据置期間を含む。以下同じ。）は10年以内とし、据置期間は3年以内とする。ただし、既往債務の年間償還額等からみて、特に必要があると認められる場合は、償還期限を15年以内とすることができる。
 - ② 平成22年度豪雪により被害を受けた果樹を栽培する農業者、法人及び任意組織に対する貸付けについては、据置期間を5年以内とすることができる。ただし、平成25年12月31日までの間に貸付けの決定を行ったものに限る。
- (3) 償還方法
償還方法は、原則として元金均等とする。
- (4) 貸付利率
貸付利率は、秋田県農業経営負担軽減支援資金利子補給要綱において定めるとおりとする。

第3 その他

- (1) 本資金については、畜産特別支援資金融通事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農畜機第4699号）別添1第2に規定する大家畜・養豚特別支援資金と併せて貸し付けないものとする。
- (2) 第2の1に掲げる者が本資金を借り入れる場合の借入申込手続については、基本要綱の定めるところに従い、借入者にとって最も適切な資金が迅速かつ的確に融通されるよう行う。

附 則

この要綱は、平成23年12月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。